

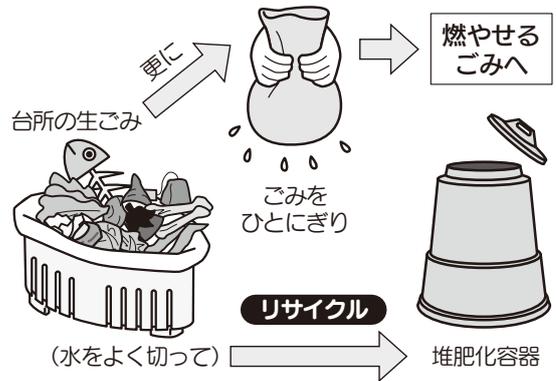
ごみを出す際の注意

ごみを出す際には、以下のことに注意しながら分別してください。リサイクルシステムを確立させるには、皆さん一人ひとりのご協力が不可欠です。よろしくお願いいたします。

指定ごみ袋に入れて出してください。(地区名、氏名を必ず記入してください。)

①燃やせるごみ(可燃ごみ)

- 生ごみは、水分を十分に切ってください。
- 食用油は凝固剤で固めるか、布・紙などにしみこませてください。
- 木の枝は、30cmぐらいに切って入れてください。
- 紙おむつは、汚物を取り除いてください。



②燃やせないごみ(不燃ごみ)

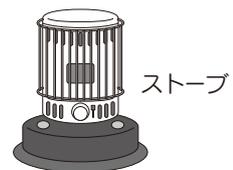
■燃やせないごみの例

- ・金属製品……………●なべ ●やかん ●金属キャップ
- ・プラスチック製品……●歯ブラシ ●バケツ ●洗面器 ●おもちゃ
- ・ゴム製品……………●ゴム長靴
- ガラス・せともの類の割れた物は、危険ですので紙などに包んで出してください。
- 包丁などの刃物はビニールテープで包んで出してください。
- 缶・びんは、できるだけ容器包装(資源)ごみへ出してください。
- 木や紙、布の部分で、外せるものは外して「燃やせるごみ」へ。



③粗大ごみ

- 粗大ごみを出す時は、処理券を購入し貼ってください。
- 縦、横、高さのうち最大の長さが 80cm未満 210円(210円の処理券1枚)
- 縦、横、高さのうち最大の長さが 80cm以上120cm未満 420円(210円の処理券2枚)
- 縦、横、高さのうち最大の長さが 120cm以上200cm未満 630円(210円の処理券3枚)
- 処理券には必ず地区名、氏名、電話番号を記入してください。
- 収集可能(最大の長さ200cm)の物に限ります。
- ストーブなどの電池ははずして出してください。
- トタンは、ひもで崩れないように縛ってください。
- 家電リサイクル法により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は販売店に引き取ってもらってください。(有料)



ごみを出す際の注意

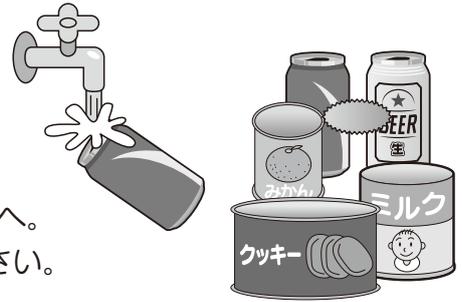
④有害ごみ

- スプレー缶、カセットコンロ用ボンベなどは、中身を使い切ってから出してください。
- 乾電池や蛍光灯は出来るだけ販売店に引き取ってもらってください。
- ごみとして出す場合は、1個でも他のごみと混ぜないで「有害」と大きく明記して出してください。



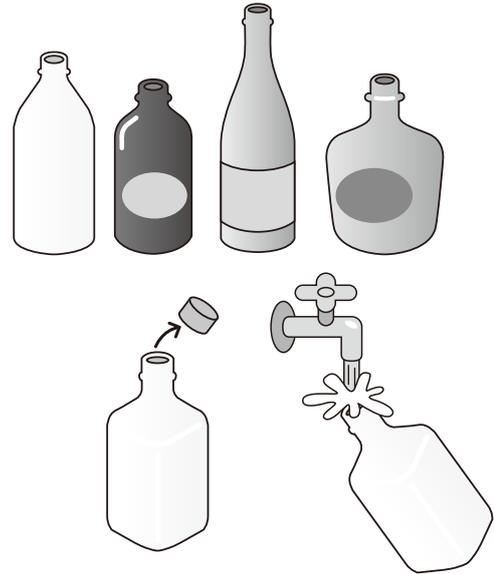
⑤缶

- 異物は取り除いてすすいで水を切ってください。
- アルミ・スチールを混合で入れてください。
- 腐食したもの、汚れが取れないものは、「燃やせないごみ」へ。
- スプレー缶は中身を使い切って「有害ごみ」へ出してください。



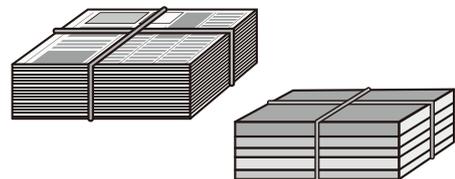
⑥ガラスびん

- 飲み物や食べ物が入っていたびんに限ります。(それ以外のびんは「燃やせないごみ」へ。)
 - キャップを取って中をすすいでください。(ラベルは、はがさなくても結構です。)
 - キャップは、金属製は「燃やせないごみ」、プラスチック製は「その他のプラスチック」へ。
 - 無色・茶色・その他の色は混合で入れてください。
 - 割れたびんは、「燃やせないごみ」へ。
- ※ほうけい酸ガラス(耐熱ガラス)や乳白ガラス(化粧品のびん)などは、リサイクルできませんので「燃やせないごみ」へ。



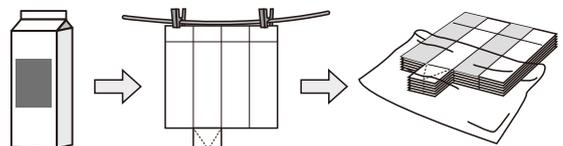
⑦ダンボール、新聞紙・雑誌類

- 折り込み広告等のチラシも新聞紙です。
- ひもで崩れないように十字に縛ってください。
- 濡らさないでください。
- 新聞紙と雑誌類は混ぜないでください。
- 指定ごみ袋は必要ありません。
- ビニール袋やガムテープは使用しないでください。



⑧紙パック

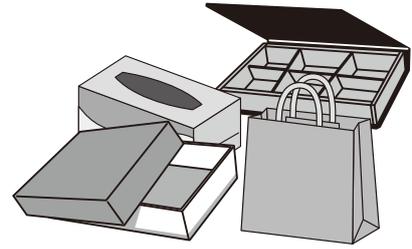
- 洗って、切り開いて乾かして、中が白色のものを教えてください。
- 中が銀色のものは「燃やせるごみ」へ。
- プラスチック製の注ぎ口は、取り除いて「その他のプラスチック」へ。



ごみを出す際の注意

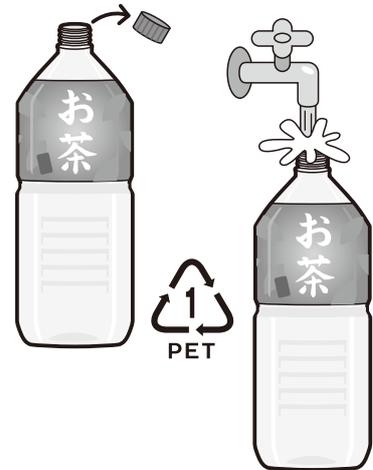
⑨その他の紙

- 商品が入っていた「容器」及び「包装材」が対象です。
- 食品の付着がないように、洗浄及び拭き取ってください。
- 汚れが取れないものは「燃やせるごみ」へ。
- ラップなど(紙容器)の刃は取って「燃やせないごみ」へ。



⑩ペットボトル

- キャップを取って中をすすいで水を切ってください。(ラベルはそのままで結構です。※はがした場合は「その他のプラスチック」へ。)
 - キャップは金属製は「燃やせないごみ」、プラスチック製は「その他のプラスチック」へ。
 - 醤油が入っていたボトルは、マークのあるものを出してください。
 - マークのないボトルは、⑪「その他のプラスチック」に出してください。
- たれやソース等の調味料、食用油、非食用(洗剤・シャンプー・化粧品)などのボトルは「その他のプラスチック」へ



⑪その他のプラスチック

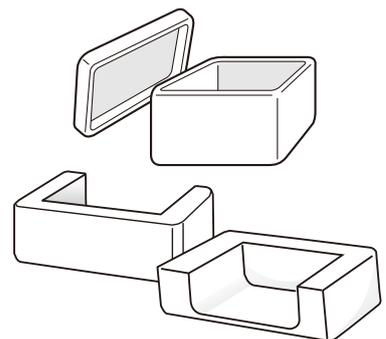
- 商品が入っていた「容器」及び「包装材」が対象です。
- チューブ状の容器などで中を洗えないもの、汚れの取れないものは「燃やせないごみ」へ。
- ペットボトルのキャップ・ラベル



⑫発泡スチロール(魚箱など)

- 異物は取り除き、洗って乾かして入れてください。
- 多量(ひと縛り5個まで)の場合は、ヒモで縛って、粗大ごみ処理券1枚を貼ってください。

⑤缶類(スチール・アルミ)～⑫発泡スチロールは、中身を使ったら不要になる容器と物を包んだ包装材が対象です。それぞれに分離するのが不可能な複合素材の場合は、構成する割合がもっとも多くを占めるものに分別して出してください。容器包装とは、「商品が消費されたり、分離された場合に不要になるもの」を言います。



ごみを出す際の注意

⑬小型家電

●デジタルカメラ・パソコン周辺機器・プリンター・ゲーム機・携帯電話・電卓・家庭用ミシン・扇風機・掃除機・カーコンポ・電源コードなど。

※家電4品目以外の、電気・電池で動くものすべて

●電源コードを根元から切り、電池・バッテリーは取り外してください。切断したコードも一緒に出してください。

※パソコン本体・モニターは対象外です。

